

# 七戸町地域づくりチャレンジ事業費補助金交付要綱

令和8年3月26日

告示第23号

(趣旨)

第1条 七戸町（以下「町」という。）は「ともに育み 未来へつなぐ 田園文化都市」の実現に向け、町民が主役となり、地域課題の解決や地域資源の活用に自発的に取り組む活動を支援することにより、町民による主体的な行動と地域への誇りを育み、地域社会の持続可能な発展に寄与する事業に対し、予算の範囲内において、七戸町地域づくりチャレンジ事業費補助金を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則(平成17年規則第42号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内において結成された組織又はグループ（以下「対象団体」という。）であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 5人以上で構成され、構成員のうち半数以上が町内に在住又は通勤していること。
- (2) 主な活動場所が町内にあること。
- (3) 活動団体の目的、名称、その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類その他規則で定める事項を記載した規約、会則、定款等（以下「規約等」という。）を有していること。
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。
- (5) 原則として、町から補助金の交付を受けている団体ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、七戸町暴力団排除措置要綱（平成24年七戸町告示第4号）第2条第1号に規定する暴力団、宗教活動・政治活動及び選挙活動を目的とする団体等並びに公益を害するおそれのある団体等については対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、町民が主役となり、地域課題の解決や地域資源の活用に自発的に取り組む活動であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 七戸町第3次長期総合計画に掲げる産業振興、保健・福祉・子育て、自然・生活環境、教育・文化・スポーツ又は連携・協働のいずれかの基本施策に資する事業であること。
- (2) 町民を主たる対象とし、参加者5名以上の見込みがあるもの。
- (3) 参加対象を特定の者に限らず広く周知し、町民が誰でも参加できるものであること。
- (4) 事業の実施場所が七戸町内であること。
- (5) 町民が日頃の生活の中で抱えている課題や問題を自主的・自発的に改善する事業であること。
- (6) 目的を達成できる見込みのある事業であること。
- (7) 事業規模に合う実施場所や実施時期、スケジュールが計画されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としな

い。

- (1) 他の補助金等の交付を受けて実施するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれのあるもの
- (3) 団体等内における構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
- (4) 営利を主たる目的とするもの
- (5) 特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行うもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(事業メニュー)

第4条 補助事業のメニューは、次の各号に掲げるとおりとし、その要件は別表1に定めるものとする。

- (1) スモールチャレンジ事業
- (2) ステップアップ事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、は第3条に定める事業の実施に必要な経費とし、別表2に定めるものとする。

(補助金の額及び申請回数)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、申請可能回数等及び補助金の額は、別表3のとおりとする。

2 前項で定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を事業を実施しようとする日の原則30日前までに、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 団体等概要説明書(様式第2号)
- (2) 団体等の規約又は会則、構成員名簿
- (3) 事業計画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 誓約書(様式第5号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、申請にあたり事前の指導又は助言を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関する事項
- (2) 補助事業の完了後において、遵守しなければならない事項

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、町長の定める期日までに補助金取下書(様式第7号)により申請の取下げをすることができる。

2 町長は、前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の変更)

第10条 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する内容の変更をしようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは補助金交付変更(廃止)申請書(様式第8号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき
- (2) 補助対象経費の総額を増額しようとするとき
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、または補助事業の遂行が困難になったとき

2 町長は、前項の承認をしたときは補助金変更(廃止)承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、その事業が完了した日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業完了実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業実施時の記録写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金確定通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは補助金請求書(様式第 14 号)を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは補助金概算払請求書(様式第 15 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 作為又は不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) この告示に違反したとき。

(帳簿及び関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日で失効する。

別表 1 (第 4 条関係)

事業メニュー	<p>事業メニューは、活動の段階や規模に応じて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) スモールチャレンジ事業 地域づくり活動の第一歩となる、単発または小規模なイベントや試行的な活動。</p> <p>(2) ステップアップ事業 地域づくり活動の実績を有する団体等が、継続的な実施を前提として、より複雑な地域課題の解決を目指し、計画的に取り組む大規模な活動。</p>
--------	--

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	<p>1 補助対象経費は申請した活動に直接必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。</p> <p>(1) 人件費(講師等への謝礼を除く)</p> <p>(2) 備品購入費</p> <p>(3) 補助事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費</p> <p>(4) 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと町長が判断する経費</p> <p>2 食料費については、交付申請 1 件につき 1 人 1,000 円以内で総額 2 万円を上限とし、参加費を徴収する場合は対象経費に含めてよいものとする。ただし、アルコール類を提供する会合は対象としない。</p>
--------	--

別表 3 (第 6 条関係)

申請可能回数及び補助額	<p>当該年度における申請可能回数及び補助額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スモールチャレンジ事業 申請可能回数：年 2 回 補助率：補助対象経費の全額 補助上限額：イベント 1 回につき 100,000 円</p> <p>(2) ステップアップ事業 申請可能回数：年 1 回 補助率：同一事業 2 回まで 補助対象経費の全額 同一事業 3 回以降 補助対象経費の 4/5 以内の額 補助上限額：事業 1 回につき 300,000 円</p>
-------------	--